

立川市公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定による。

立川市公告式条例の一部を改正する条例

立川市公告式条例（昭和25年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<u>（市長の定める規則の公布）</u> <u>第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u> <u>2 前条第2項の規定は、前項の規則にこれを準用する。</u> <u>（市長の定める規程の公表）</u> <u>第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。</u> <u>（その他の規則及び規程の公表）</u> <u>第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市の機関（市長及び教育委員会を除く。次条において同じ。）の定める規則及び規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。</u> <u>（規則及び規程の施行期日）</u> <u>第6条 市長又は市の機関の定める規則又は規程で公表を要するものは、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めること</u>	<u>（規則に関する準用）</u> <u>第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。</u> <u>（規程の公表）</u> <u>第4条 市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u> <u>2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。</u> <u>（その他の規則及び規程の公表）</u> <u>第5条 第2条の規定は、議会及び教育委員会を除く他の執行機関（以下「執行機関等」という。）の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「執行機関等の代表者」と読み替えるものとする。</u> <u>2 前条の規定は、執行機関等の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「執行機関等の代表者名」と、「市長印」とあるのは「執行機関等の代表者印」と読み替えるものとする。</u> <u>（規則及び規程の施行期日）</u> <u>第6条 規則又は執行機関等の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。</u>

ができる。	
-------	--

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。